

特集

2/18(月)~3/15(金)

所得税・住民税の 確定申告

申告が必要な方は、二月十八日(月)から三月十五日(金)までに申告の手続きをしてください。なお、申告(相談)会場は、混雑が予想されます。郵送か電子申告(e-Tax)での提出をおすすめします。

STEP1 対象者かどうか確認する

1 所得税の確定申告が必要な方

所得税の確定申告が必要な方は、次のとおりです。

- 平成三十年中の給与収入金額が二十万円を超える方
- 給与を二か所から受けていて、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が二十万円を超える方

- 給与を二か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が二十万円を超える方

- 平成三十年中の各種の所得金額の合計額(譲渡所得や山林所得を含む)から、所得控除を差し引き、その金額(課税される所得金額)に所得税の税率を乗じて計算した税額から配当控除額を差し引いた結果、残額のある方

※ 公的年金などの収入金額が四百万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の各種の所得金額が二十万円以下である場合には、確定申告は必要ありません。ただし、所得

税の還付を受ける場合は申告書の提出が必要です。公的年金等以外に収入がある場合には、町・県民税の申告は必要です。

2 町民税の申告が必要な方

平成三十一年一月一日現在に豊山町内に住所があり、平成三十年中に所得があった方は、町・県民税申告書を提出してください。

ただし、次の方は、申告書を提出する必要はありません。

- ・ 所得税の確定申告をする方
- ・ 所得が給与所得以外になく、平成三十一年一月一日現在において給与の支払を受けている方(各種所得控除を受ける方は申告が必要な場合があります)
- ・ 所得が公的年金などに係る所得以外になく、平成三十一年一月一日現在において公的年金などの支払を受けている方(各種所得控除を受ける方は申告が必要な場合があります)

所得のなかった方は、申告の義務はありません。ただし、国民健康保険税の減額や福祉関係の判定、所得証明を必要とされる場合の資料となりますので、申告されることをおすすめします。

STEP2 必要な物を準備する

次の物を準備してください。

- 給与や年金の源泉徴収票(原本)
- 事業所得(営業等または農業)、不動産所得がある方は収支内訳書(様式は役場などで配布しています。申告会場で提出される方は、必要事項を記載の上、持参してください)
- その他の所得がある方は、その収支などがわかる書類(確定申告の手引や国税庁ホームページなどで確認して持参してください)
- 各種控除を適用される方は控除を適用するために必要な書類(主な必要書類は次の表のとおりです)
- 印鑑(認印可)
- 所得税の還付を受ける場合は還付金の振込先の分かるもの(申告者本人の口座に限ります)
- 本人確認書類
 - ① マイナンバーカードをお持ちの方
：マイナンバーカードのみ。
 - ② マイナンバーカードをお持ちでない方：次の二種類
 - ・ 番号確認書類(通知カードかマイナンバーの記載のある住民票の写しのうちいずれか一つ)
 - ・ 記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類(運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポートなどのうちいずれか一つ)